

会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」の解説

専門研究員 江藤 栄作

I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）では、平成 19 年 3 月 29 日に企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（以下「本適用指針」という。）を公表している¹。本適用指針については、平成 19 年 1 月 26 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、ASBJ において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものである。ここでは、本適用指針の概要について紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添える。

II. 公表の経緯

企業会計審議会は、平成 9 年 6 月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表し、従来の個別情報を中心とする開示から連結情報を中心とする開示に転換を図ることを提言するとともに、連結情報充実の観点から改訂した「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）を公表した。また、同審議会は、平成 10 年 10 月に「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（以下「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」という。）を公表し、一定の要件を満たす特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者等の子会社に該当しないものと推定するとしている（IV. 1 参照）。

しかしながら、この取扱いについては、近時、特別目的会社を利用した取引が急拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるのではないかという指摘がある。子会社の範囲について、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準を導入した連結原則において、どのような特別目的会社であれば出資者等の子会社に該当しないものと推定されるのかについては、さまざまな意見や見方があり、また、特別目的会社の連結については国際的にも議論されている問題であることなどから、ASBJ では、今後、この取扱いについて検討するものとしている。

このように、国際的な議論を注視しつつ、連結が必要となる特別目的会社の範囲などを検討することとしているが、当面の対応として、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社）については、その概要や取引金額等の開示を行うことが有用であると考えられることから、ASBJ は本適用指針を公表することとした。

¹ 本実務対応報告については、ASBJ のホームページ（<http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/spe-kaiji/>）を参照のこと。

なお、「本適用指針では、開示対象特別目的会社に関する新たな開示を行うこととして
いるが、このことは、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社の
範囲について影響を及ぼすものではない。」(第9項)とされている。

III. 範囲

本適用指針は、連結財務諸表を作成する場合に適用する。

なお、連結財務諸表を作成していない場合に、個別財務諸表において、一定の特別目的
会社に係る注記を行うときには、本適用指針を適用することとされている。これは、連結
財務諸表を作成していない場合であっても、個別財務諸表において開示対象特別目的会社
に係る注記を行うことが必要と考えられることから、このような場合には、本適用指針に
よるものとした。

IV. 開示対象特別目的会社の考え方

1. 開示対象特別目的会社

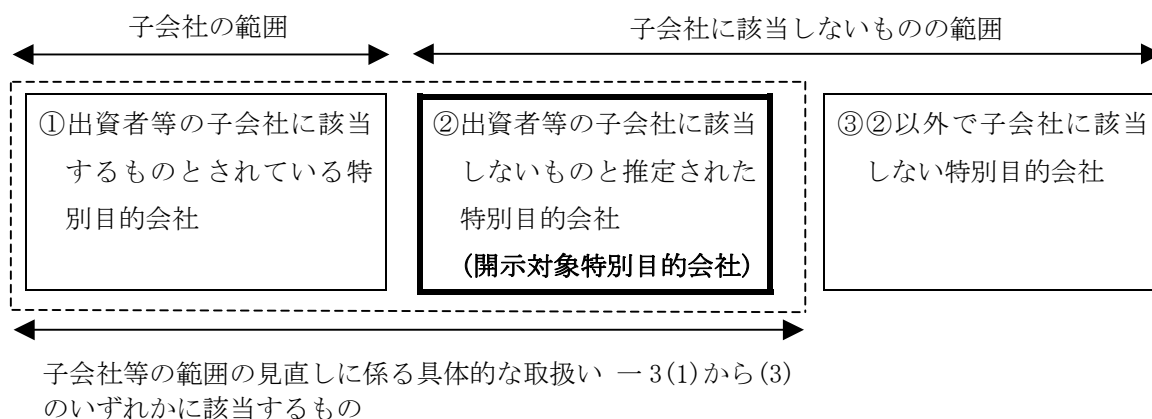
子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 一により、子会社に該当する事項を満た
すが、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三により、子会社とはしないものと
推定された特別目的会社(この場合において関連会社とされているものも含む。以下「開
示対象特別目的会社」という。)を、本適用指針では、開示対象特別目的会社としている。

(参考) 子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三 「特別目的会社の取扱い」(抜粋)

特別目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)
第2条第2項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を
営む事業体をいう。以下同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当
該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特
別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する
出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社(以下「出資者等」という。)から独立して
いるものと認め、上記一にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

すなわち、開示対象特別目的会社についての開示を行うにあたり、当該開示対象特別
目的会社の範囲をより具体的に定める必要があるのではないかという指摘もあったが、
本適用指針では、その範囲を新たに具体的に定めるのではなく、当面の対応として、現
行の取扱いに基づく出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社を開
示対象特別目的会社(図の②)とすることとした。

【図 特別目的会社と子会社の範囲の関係】



2. 開示対象特別目的会社の範囲に関する留意事項

この場合、会社によって開示対象特別目的会社の範囲が異なる可能性があるが、出資者等の子会社に該当するものとされている特別目的会社（図の①）と開示対象特別目的会社（図の②）との区別は、図の①の特別目的会社であれば、重要性が乏しいものなどを除き連結の対象とされており、子会社に該当せず連結の対象とならなかった開示対象特別目的会社（図の②）とは、既に会計処理上、連結対象とするかどうかで区別されているので、明確であると考えられる。

子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三によらず子会社に該当しないとされたもの（図の③）も、この開示の対象にはならないが、それは、そもそも子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い — 3(1)から(3)のいずれにも該当しないものであり、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社（図の②））と異なる理由で子会社に該当しないとされていたものであるため、その会社においては、どの特別目的会社が開示の対象になるかは識別されていたと考えられる。

しかしながら、実務上、これまで子会社に該当しない（したがって、連結の範囲に含まれない。）ものとしてきた特別目的会社が、開示対象特別目的会社（図の②）であるのか、又は図の③の特別目的会社であるのかが識別されていない場合があり、このような場合には、本適用指針の適用にあたり、会社は子会社に該当しないとされてきた特別目的会社が、開示対象特別目的会社（図の②）であるのかそうではないのかを吟味することが必要となる。

V. 開示

1. 注記事項について

- (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要
 - 開示対象特別目的会社の概要には、開示対象特別目的会社の数、主な法形態、会社（連結子会社を含む。本項において以下同じ。）との関係（開示対象特別目的会社の議決権に対する所有割合、役員の兼任状況など）が該当する。
 - 開示対象特別目的会社を利用した取引の概要には、会社と開示対象特別目的会社との取引状況（主な対象資産等の種類、主な取引形態、回収サービス業務や収益を享受する残存部分の保有などの継続的な関与の概要、将来における損失負担の可能性など）や取引の目的が該当する。
- (2) 開示対象特別目的会社との取引金額等
 - 開示対象特別目的会社との取引金額等には、会社と開示対象特別目的会社との間（開示対象特別目的会社間も含む。以下同じ。）で当期に行った主な取引の金額（資産の譲渡取引額など）又は当該取引の期末残高（資金取引に係る債権債務や債務保証、担保などの額）、当期の主な損益計上額（譲渡損益、金融損益、投資からの分配損益、回収サービス業務による損益など）、開示対象特別目的会社の直近の財政状態（資産総額や負債総額）が該当する。

2. 開示にあたっての補足説明について

開示対象特別目的会社との取引金額等を開示するにあたっては、企業集団に関する状況について利害関係者の判断を誤らせないように、適切な補足説明を行うこととされている。

3. 開示対象特別目的会社の決算について

開示対象特別目的会社の直近の財政状態を開示するにあたっては、会社の決算日との差異にかかわらず、直近に行われた開示対象特別目的会社の正規の決算に基づく金額を単純合算して開示することができるとされている。すなわち、原則として、会社の決算日における開示対象特別目的会社の正規の決算に基づく資産総額及び負債総額を注記するが、実務上の便宜を考慮して、開示対象特別目的会社の事業年度の決算日が会社の決算日と異なる場合でも、当該開示対象特別目的会社の貸借対照表価額を単純合算することが認められている。したがって、例えば、会計期間が1年であって、決算日が4月末の開示対象特別目的会社の場合には、3月決算の会社における注記事項として、前年4月の正規の決算に基づく金額を計上することができる。ただし、会社と開示対象特別目的会社との間で行った取引の残高等については、当社との取引を計上するのであり、期末時点における金額の開示が可能となると考えられる。

4. 開示対象特別目的会社に対する資産の譲渡取引を金融取引として処理している場合
この場合には、譲渡資産と譲渡によって受け入れた金銭に対応する負債が計上されているため、当該取引における開示対象特別目的会社との取引金額等を開示する必要はないとされている。ただし、そのような場合であっても、上述の「(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要」については開示することに留意する必要がある。

5. 概括的な注記及び重要性の判断基準について

開示対象特別目的会社に関するこれらの事項を注記するにあたっては、類似の取引形態や対象資産等ごとに適切に集約して、概括的に記載することとされている。

また、連結財務諸表を作成するにあたっては、企業集団の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、連結の範囲や持分法の適用範囲の決定等に関して重要性の原則が適用される（連結原則注解（注解 1））ため、開示対象特別目的会社の開示についても、連結の範囲等に係る重要性が乏しいものと同程度のものは、重要性が乏しいものとして注記を省略することができる。この注記を行う重要性の判断にあたっては、当該集約された単位ごとに行うことが適当である。

なお、連結の範囲等の決定に関して重要性が乏しい子会社や関連会社かどうかは、企業集団における個々の子会社や関連会社の特性及び資産や売上高、利益、利益剰余金に与える影響をもって判断すべきものと考えられており²、重要性が乏しい開示対象特別目的会社においても、以下を除き、これに準ずることが考えられる。

- (1) 会社と開示対象特別目的会社との間で行った取引等（債権債務や取引高、未実現利益相当額など）を消去しない金額を用いて判断することができること
- (2) 開示対象特別目的会社の直近の財務諸表を用いて判断することができること

6. 開示対象特別目的会社が関連会社とされている場合の取扱い

当面の対応として、開示対象特別目的会社については一定の開示を行うこととして

² これらの4項目に与える具体的な影響度合は、次の算式で基本的に判断するとされている（「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」3）。

① 資産基準

$$\frac{\text{非連結子会社の総資産額の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の総資産額及び連結子会社の総資産額の合計額}}$$

② 売上高基準

$$\frac{\text{非連結子会社の売上高の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の売上高及び連結子会社の売上高の合計額}}$$

③ 利益基準

$$\frac{\text{非連結子会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の当期純損益の額及び連結子会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額}}$$

④ 利益剰余金基準

$$\frac{\text{非連結子会社の利益剰余金のうち持分に見合う額の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の利益剰余金の額及び連結子会社の利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額}}$$

いるため、本適用指針では、出資者等の子会社とはされていないが、開示対象特別目的会社が開連会社とされている場合であっても、当該開示の対象とすることとしている。

7. その他の注記事項との関係

これまで開示対象特別目的会社に関連して開示されてきた関連当事者との取引や偶発債務、担保資産、その他の追加情報として開示されてきた注記事項が、本適用指針によって、今後開示される必要がなくなるわけではないことに留意する必要がある。ただし、本適用指針による注記事項のうち、他に同様の開示が財務諸表において行われている場合には、その旨の記載をもって代えることができるとされている。

VI. 適用時期等

1. 適用時期

本適用指針は、平成19年4月1日以後開始する連結会計年度（当該連結会計年度を構成する中間連結会計期間を含む。）から適用する。ただし、平成19年4月1日前に開始する連結会計年度から早期適用することができる。

なお、連結財務諸表を作成していないが、個別財務諸表において開示対象特別目的会社に係る注記を行う場合にも、平成19年4月1日以後開始する事業年度（当該事業年度を構成する中間会計期間を含む。）から適用する。ただし、平成19年4月1日前に開始する事業年度から適用することができる。

また、本適用指針により、新たに注記することとなる事項は、会計基準の変更に伴う会計方針の変更にはあたらないものとされている。

2. 経過措置

本適用指針では、現行の取扱いをそのまま開示し、また、開示対象特別目的会社の財政状態を開示するにあたり、相当の配慮をしていることなどから、必ずしも、実務上困難であるとは考えられていないが、公開草案に寄せられたコメントの中には、平成19年4月1日以後開始する連結会計年度からの適用は実務上困難であることもあるため適用時期を見直すべきという意見もあり、本適用指針では、適用初年度の中間連結会計期間について、本適用指針を適用しないことができることとされた。

ただし、これは、開示対象特別目的会社の開示に関する基礎データの入手、その確認や整理等に時間を要することなどから、本適用指針を平成19年4月1日以後開始する連結会計年度を構成する中間連結会計期間及び事業年度を構成する中間会計期間から適用することが困難と認められる場合に限定されていることに留意する必要がある。

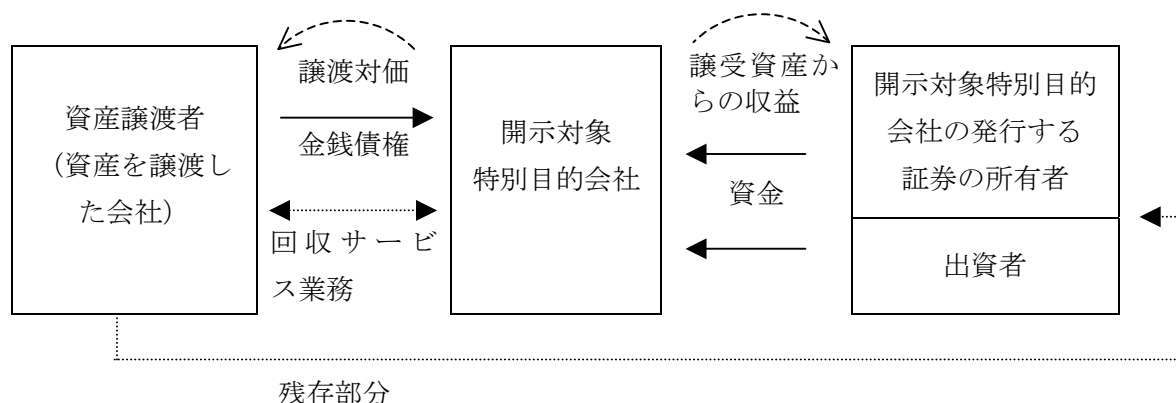
また、この結果、本適用指針を適用しないこととされた場合には、その旨及び理由を注記することとされている。

VII. 開示例

本適用指針において、参考として開示例が記載されている。当該開示例は、本適用指針で示された内容について理解を深めるために参考として示したものであり、記載内容は各社の実情等に応じてそれぞれ異なるものである。また、前述したように、会社によって開示対象特別目的会社として取り扱っている範囲が異なる可能性があるため、記載内容についても会社によって異なる可能性があることに留意する必要がある³。

本適用指針では、開示例として、金銭債権を流動化しているケース、不動産を流動化しているケース、顧客の資産の流動化を行っているケースが取り上げられている。また、開示例には、詳細に記載しているケースや簡略的に記載しているケースなど、多様な記載例が紹介されている。以下では、開示例として示されたもののうち「1. 金融資産の流動化(1)」を取り上げている。

(想定している取引のイメージ図)



当社（資産譲渡者かつ残存部分の保有者）は、特別目的会社の議決権のある株式等を有していないが、議決権のある株式保有者との関係（当該保有者が緊密な者もしくは同意している者と判断され、当社が出資者と考えられる。）と特別目的会社に対する継続的関与から、当該特別目的会社は子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 一 3(3)に該当する。しかし、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三で示されているように、当該特別目的会社は適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているため、当該特別目的会社の出資者等にあたる当社にとって、当該特別目的会社は当社の子会社に該当しないものと推定されている。

上述のような取引を想定している場合の開示について、本適用指針では、次のような開示例が記載されている。

³ なお、当該開示例を含め本適用指針における内容により、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社の範囲（したがって、連結の範囲に含まれるかどうか。）について影響を及ぼすものではないとされている。

(開示例)

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、リース債権、割賦債権、営業貸付金の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しておりますが、これらには特例有限会社や株式会社、資産流動化法上の特定目的会社があります。当該流動化において、当社は、前述したリース債権、割賦債権、営業貸付金を特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入によって調達した資金を、売却代金として受領します。

さらに、当社は、いくつかの特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、譲渡資産の残存部分を留保しています。このため、当該譲渡資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、平成 XX 年 3 月末現在、適切な評価減などにより、将来における損失負担の可能性を会計処理に反映しております。

流動化の結果、平成 XX 年 3 月末において、取引残高のある特別目的会社は〇社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は X,XXX 百万円、負債総額（単純合算）は X,XXX 百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当期における特別目的会社との取引金額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	主な取引の金額 又は期末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡資産（注 1）：			
リース債権	X,XXX	売却益	XXX
割賦債権	X,XXX	売却益	XXX
営業貸付金	X,XXX	売却益	XXX
譲渡資産に係る残存部分（注 2）	X,XXX	分配益	XXX
回収サービス業務（注 3）	XXX	回収サービス業務収益	XX

(注 1) 譲渡資産に係る取引の金額は、譲渡時点の帳簿価額によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却益は、営業外収益に計上されております。

(注 2) 譲渡資産に係る残存部分の取引の金額は、当期における資産の譲渡によって生じたもので、譲渡時点の帳簿価額によって記載しております。平成 XX 年 3 月末現在、譲渡資産に係る残存部分の残高は、XX,XXX 百万円であります。また、当該残存部分に係る分配益は、営業外収益に計上されております。

(注 3) 回収サービス業務収益は、通常得べかりし収益を下回るため、下回る部分の金額は、回収サービス業務負債として固定負債「その他」に計上しております。回収サービス業務収益は、営業外収益に計上されております。

以上